

高知県教育委員会 会議録

令和2年2月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和2年2月10日(月) 13:30

閉会 令和2年2月10日(月) 14:52

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	伊藤 博明
	教育委員	平田 健一
	教育委員	中橋 紅美
	教育委員	永野 隆史
	教育委員	森下 安子
欠席者	教育委員	木村 祐二

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	岡村 昭一
〃	教育次長	高岸 憲二
〃	教育次長	長岡 幹泰
〃	参事兼教育センター所長	濱田 久美子
〃	教育政策課長	菅谷 匠
〃	教職員・福利課長	国則 勝英
〃	教職員・福利課企画監	山脇 聡美
〃	学校安全対策課長	中平 文男
〃	幼保支援課長	戸田 京子
〃	小中学校課長	黒瀬 渡
〃	高等学校課長	竹崎 実
〃	高等学校課企画監	長岡 辰治
〃	高等学校振興課長	高野 和幸
〃	特別支援教育課長	平石 勝久
〃	生涯学習課長	三觜 美香
〃	文化財課長	中平 貢正
〃	保健体育課課長	前田 義朗
〃	人権教育課長	西内 清
〃	教育政策課課長補佐	泉 千恵
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	三谷 玲子 (会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	小島 丈晴 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

- 教育長 2月定例委員会を開催する。
- 教育次長（総括） （提案説明）
- 教育長 付議第1号及び第2号は、高知県議会2月定例会に提出予定の議案について検討を行うものであるため、第3号は、個人の情報を含む議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。
- 各委員 全員挙手
- 教育長 それでは、付議第1号から第3号を非公開の取扱いとする。

【報告第1号 高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）の策定について
（人権教育課）】

- 人権教育課長 説明
- 質疑

	【質疑等なし】
--	---------

【付議第1号 令和2年度高知県一般会計予算等に係る意見聴取に関する議案
（教育政策課）】

- 教育政策課長 説明
- 質疑 【非公開】

教育長	説明のあった予算のポイントにある「知的障害特別支援学校の狭隘化等への対応」は、予算は計上していないのではないかと。予算がないのであれば、なぜ入っているのか。何を計上しているのかということにならないか。
事務局	「デジタル社会に向けた教育の推進」にある高大連携についても、実際にはそのための予算は計上していない。
教育長	事務費や事業として行っていく上で、高大連携については分かるのだが、こちらは施設整備に関する具体的な予算が入っているという誤解を招いてしまうのではないかと。
事務局	その他の部分については一定予算での説明もできるが、この点については精査させていただきたい。

森下委員	1人1台タブレットが予算計上されているが、これは本当に実現するという理解でよいか。
教育長	来年度は小学5・6年生と中学1年生に、令和3年度に小学3・4年生と中学2年生ということだったか。
事務局	令和3年度は中学2・3年生になっている。令和4年度で3・4年生、令和5年度で小学1・2年生となっている。
教育長	令和5年度までに完了するということである。
事務局	<p>先般の総合教育会議でも触れたが、今回の国の補正予算で1人当たり4.5万円の定額補助となっている。業者と色々とやりとりをしているところだが、機種によっては、すべてが4.5万円ということではないが、4.5万円で収まる機種もあるし、その後の保守管理等で一定の最小限の負担はあるかもしれないが、購入することについては、経済的な事情、市町村の経済力にかかわらず、導入してもらえるようになっているので、このスキームに乗れば、令和5年度末には、小中学生全員がタブレットを持つということになる。</p> <p>ただし、3人に1人分については、そもそも整備を進めるようにと、これまで地方交付税が措置されているので、今回の補助金の対象は3人に2人分であり、3人に1人分については、当初の地方交付税をしっかりと活用するようにとなっている。</p>
平田委員	厳しい環境にある子どもへの支援ということで、高等学校等の奨学金特別会計が減額となっている。これは利用する人が少ないから減額という捉え方でよいか。
事務局	そうである。
平田委員	(額を)落としても、利用したい方には、支援ができる体制になっているということですよいか。
事務局	そうである。
平田委員	それと、(概要の)9ページに高等学校の学習支援員の配置とある。令和2年度は1,000時間ほど減っている。働き方改革を推進する上では学習支援員の配置は大きな支援だと思う。ここはなぜ1,000時間減っているのか少し疑問に思うが、どうか。

事務局	<p>国の補助を受けてやっているが、毎年国の補助金が減額になっていることもあるし、実際にこれまで学習支援員の予算を使い切れていないところもある。これは人の確保の部分であり、(今回は) 実態に合わせたということである。この額でも十分に対応できるという判断である。</p>
平田委員	<p>では今年度はかなり余るといふことか。</p>
事務局	<p>予定していた人材が確保できておらず、特に中山間地域ではなかなか人の確保が難しいところがあり、大学にも求人を出したりして当たってはいるが、(予算は) 余ることになる。</p>
平田委員	<p>これは教員免許がなくてもできる仕事なのか。</p>
事務局	<p>そうである。</p>
平田委員	<p>働き方改革を進めているので、ぜひこれを活用してもらいたい。 それと、来年度、不登校担当者をすべての小中学校に配置すると思うが、これは小中学校の組織としては認識して準備はして、役割などについても管理職は理解しているのか。</p>
事務局	<p>(11月に) 総合教育会議で議論していただき、その後すぐに市町村の教育長への説明に回り、また校長会でも説明させてもらった。先ほど教育政策課長からの説明にあったように、不登校がどうしても右肩上がりになっているので、校務分掌として位置づけ、教職員の不登校に対する理解や気づき、あるいは、組織で対応する力につなげていくために、管理職と連携して活動してもらいたい。そういうことで理解してもらっているので、一定の周知はできている。</p>
平田委員	<p>それならよかった。2・3ヶ月前だったが、すべての学校に配置してどんな職務を行うのか理解されていないような声も聞いたことがあり、学校も多くあるので、捉え方も色々あるのではないかと思っていた。不登校児童生徒を減らさなければならないという大きな目標があるので、しっかりと職務に努めていただきたいと思います。</p> <p>あと、3ページのポイントにある「デジタル社会に向けた教育の推進」で、予算はついていないが、「新たな価値を創造できる人材育成に向けた高大連携」とあるが、どのような形で高大連携するようになるか。</p>
事務局	<p>AI 社会に向けて新たな人材育成をするということになっており、いわゆる拠点校を作って進めるということも一つだが、もう一つは大学と連携して7年間の教育プログラムを作成して、高校においても大学の講義が何</p>

	<p>単位が受けられるようなカリキュラムを研究・開発してやっていく。県内では、1校か2校で学校と大学が連携してそうした取組を行っていくことである。目標としては、令和4年度の新しい学習指導要領がスタートする時に合わせて取組が始められるようにしていきたい。来年度、再来年度はそれに向けた下準備として検討・協議をしていく。</p>
平田委員	<p>新たな価値を創造するということにこだわりはないが、県内には素晴らしい大学がたくさんあるので、高等学校と大学が多方面で連携できるような支援をしてもらいたい。高大連携では、拠点校という形でもいいので、そこを核として進めていき、数年後には広がりを見せるような取組をしてもらいたい。</p>
永野委員	<p>補正予算の幼保支援課に「認定こども園や高台移転の施設整備補助において、事業の取り止めや計画変更等が出たため」とあるが、高台移転は中止になるようなことがあるのか。</p>
事務局	<p>高台移転については、田野町が今年度着工する予定だったが、用地買収に手間取ったということで、今年度の予算は取り止めになり、令和2・3年度の債務負担で予算を取っている。</p>
永野委員	<p>継続してやるということによいか。</p>
事務局	<p>そうである。</p>
永野委員	<p>生涯学習課と保健体育課についてだが、いわゆる人的なサポート要員を用意して、働き方改革もそうだし、現場の学校運営をもう少しスムーズにするための人材がうまく使えないということから減額になっていると見て取れるが、そうことでよいか。生涯学習課はどうか。</p>
事務局	<p>生涯学習課では、箇所数が多いということで、市町村の執行段階において執行できなかったものが積み上がったものと理解してもらえたらと思う。中には予定していた人員が配置できなかったため減額というところもあるが、主には、年度当初にやや過大に積んでいたものが余ったということである。</p>
永野委員	<p>ということは、次年度の予算ではそういう部分が精査されて、予算の積み上げがされているということによいか。</p>
事務局	<p>市町村も足りなくなると困るので、一定の余裕を持って積んでいると思う。執行に支障をきたさないような積算をお願いしている。</p>

永野委員	<p>コミュニティスクール化に向けた重要な基盤づくりだと思う。なおさらお金の面もそうだし、市町村の計画がもう少しスムーズに進むようにぜひ強い支援をお願いしたい。</p> <p>また、保健体育課の方は、次年度の予算と兼ね合わせて伺いたい。運動部活動指導員派遣事業が見込みを下回ったために減額となっているが、(令和2年度当初予算案の概要) 8 ページ3の3に運動部活動の充実と適正化とあり、運動部活動サポート事業、運動部活動指導員配置事業というように並んでいるが、この辺りの兼ね合いというか、これが機能するかどうか働き方改革にも連動していると思うので、それについて聞かせてもらいたい。</p>
事務局	<p>予算の減額については、市町村から当初の計画段階ではこれだけつきたいとの要望があがってきていたが、人的なことから配置できない、あるいは市町村によっては条例の改正などの手間がかかり、かなり時間を要したことから、当初5月くらいから配置できるところが、9月や10月になったりして、市町村の見込みを下回っているという状況になっている。</p> <p>来年度の予算についてだが、運動部活動サポート事業は、(支援員と)部活動顧問と一緒に指導しないといけないことになっている。このことについては、働き方改革を推進するということも含め、単独で部活動の指導や引率ができる運動部活動指導員(配置事業)にできるだけ移行していくようにしている。運動部活動サポート事業については、かなり回数を削減しながら、その分を運動部活動指導員配置事業の方に拡充している。現在の予定では、各市町村の聞き取りをしたところ、今年度よりも倍ほどの要望が出てきている。県立学校についても、(市町村と同様に支援員の分を)減らした分を(指導員を)増やしていくという形で動いている。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>付議第1号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>付議第1号を原案のとおり議決する。</p>

【第2号 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案 (教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

【非公開】

教育長	<p>参考資料1の下の方にある自主的・自発的勤務という言葉は、あまり見慣れないが、国が使っているものか。</p>
事務局	<p>これは国の資料である。</p>

教育長	<p>自主的・自発的と書いたときに、現場の先生方が不快に思わないか。現場の教員の責任にしているような表現に見える。</p> <p>実際その下に「超勤4項目のみ」と書いているが、この絵に対しては少し違和感がある。</p>
事務局	<p>1月24日の国の説明資料にあり、一般的に使われている。</p>
教育長	<p>自主的・自発的と書き切ると、それならそんなにしなくてもいいのかという話になるのではないか。</p>
事務局	<p>この資料では超勤4項目の割合が少し大きくなっている。</p>
教育長	<p>教員の自主的・自発的勤務が多いという言葉が教員が聞いたときに、そのようには思わないのではないだろうか。</p>
永野委員	<p>いまの話は大事なことで、例えば、部活動も自発的に持つというように形上はなっているが、持たざるを得なくて持っている人もたくさんいる。勤務時間は7時間45分だが、それに収まる仕事ではないということも分かっているから黙っている訳であって、それをそのように表現されるのは少し辛いところがあるように思う。説明する際の表現をもう少し現場の気持ちも分かるような表現の仕方にした方がよいのではないだろうか。法令上は、課長の説明の通りで正しいと思うが、働いている者の立場、また現場が今どういう状況になっているのかを分かってもらいたいこともたくさんあると思う。</p>
教育長	<p>時間外勤務命令に基づかない時間・勤務と書いてはいけなないか。現場の先生方に配慮した表現にしてもらいたい。</p>
平田委員	<p>教えていただきたいが、今回4月1日にガイドラインから指針に格上げされる法的根拠になるということでしょうか。</p>
事務局	<p>規則に定めることになる。</p>
平田委員	<p>先の話に戻るかもしれないが、資料をみたところ、平成28年度の国のデータでは、小学校で8割、中学校で9割が45時間超となっている。法的根拠に格上げされて、これは法令違反ということになっていくのか。</p>
事務局	<p>規則上規定されることになるので、規則に反することになる。</p>

平田委員	<p>こういう先生方は法令に基づいてとなると、4月からどうなるのか。例えば、4月にA先生が90時間超になったというデータが来たらどうなってしまうのか。</p>
事務局	<p>罰則はない。</p>
平田委員	<p>口頭注意とかになるか。</p>
教育長	<p>それは個人ではなく、管理職の責任になる。校長であったり、教育委員会であったりと雇用者側の責任である。</p>
平田委員	<p>留意事項で説明があったが、持ち帰りの業務についても、家で1時間仕事をしたというようなことを正確に申請しなければならないという意味か。</p>
事務局	<p>持ち帰りは無いようにするということである。</p>
平田委員	<p>それで実際に回るのかどうか。学校でもある一定の時間で区切られ、教員も生徒と関わる時間は学校にいないと確保できない。対生徒ではない場合は、ほとんどの教員が持ち帰っていると思う。行政の立場として、学校の働き方改革のルールに基づいて仕事をしてもらうということは重々理解できる。しかし、実際には難しいと思う。以前も言ったが、これをあまりに言いすぎると、教員のモチベーションがどうか。働き過ぎて、教員の志願者が少なくなると言われているが、思っていた教員の仕事ができなくなれば、教員を志願する人も少なくなるような気がする。高知県だけの問題ではなく、国全体の問題ということも分かっているが、このことを考えたときは、色々と複雑な思いがある。</p> <p>これは参考だが、(ある会議で)石川県の教育委員から聞いた話で、頭の中でずっとモヤモヤとしてきたことがある。部活動の話だったが、石川県の星陵高校の隣に県立高校があるらしく、星陵高校の野球部は朝から晩まで練習をやっている。その隣の県立高校は、日曜日のある日は休みで、土曜日は練習時間が3時間であると言っていた。(その委員は)それが子どもにとって、本当に教育なのかと言っていた。私立学校は建学精神があるのでできるのかもしれない。しかし、その委員が言っていたのは、公立の子どもと私立の子どもでこんなに差ができていいものなのかということだった。それを聞いて以来モヤモヤしていて、そうした場合に高校の在り方は今後どうなっていくのか、公立学校で元気のある学校はどんなことをすればよいのか考えてみたりもしてきた。そういう事を言っている方がいて、私も同感だった。</p>

事務局	<p>昨年7月の全国都道府県教育委員会連合会の総会の時にそういった話があった。</p>
平田委員	<p>思うところはあるが、ぜひそういったこともうまく乗り切ってもらってほしいと思っている。これはやらなければならないことだとは認識しているが、やり方は本当に難しいという認識も強く持っている。</p>
永野委員	<p>上手に時間を使って、上手に学校運営をしているところは、サンプルとかモデルはあるのか、それともこれから作っていくのか。例えば、一番課題となるのが、変形労働時間制の扱いで、恐らく現場は面食らうと思う。校長もそうだと思う。すでに説明していると思うが、年間の働き方をどうプログラムしていくのか、現場には十分に説明しているのか。</p>
事務局	<p>国からも、こうしたら良いという好事例の紹介やこうすれば時間も減るといような情報も入ってきている。そういう事例を学校現場にも紹介していきながら、それを参考に、一つ一つ実践してもらい、業務改善と合わせて、意識して減らしていければと思っている。</p>
永野委員	<p>個人的には、本当に拙速というか慌てて作っていったので、現場の感覚や思いというのが、本当にこの改正に伝わっているのかという思いがある。そういう中で事務を行っているのも本当に大変だと思う。矢面に立たなければならないので大変だと思うが、それも仕事なので、ぜひ教員の意見も聞いてもらって、説明してもらいたい。</p>
事務局	<p>働き方改革の法律が施行されたが、教員の職場が特殊なところがあり、時間外勤務命令の対象となるのは超勤4項目だけになっていた。それを他の公務員と一緒にするためにガイドラインを作った。そしてガイドラインもガイドラインのままだったので、法的根拠として、ペースを合わせたということである。ただ、学校現場は行政の職場とは違うので、そこは学校現場に合う形で、教員のモチベーションを下げるようなことがないように、うまく説明をしていきたい。</p>
教育長	<p>私立学校の教員は、去年の4月の段階で、労働基準法で月45時間、年間360時間という法的な基準に入っている。公立学校の教員に比べて、一年先に始まっている。</p>
永野委員	<p>私学の場合は、残業代を払わなければならないので、計算すると足りなくなり、逆に大変になる。土日もなく働かせると膨大な残業代になってしまう。それで問題になっている学校もあると聞いている。教員側からの請求が億を超えているらしい。</p>

事務局	<p>スタッフを増やすとかそういったことをしなければならなくなる。</p>
教育長	<p>時間外というより、部活動のガイドラインを守るのか守らないのかということがある。各都道府県でガイドラインを作ったときに、公立学校はガイドラインを守っていきこうとなるが、それを私立学校まで適用するかどうかはすごく議論になった。公立は守るが、私立は守らなくなれば、公立は1日2時間から3時間しか練習できないのに、私立は5時間でも6時間でも土日もどんどんやっているとなれば、(公立は)勝てないではないかという話はあった。</p>
平田委員	<p>勉強不足で申し訳ないが、公立学校は土曜日に教育課程は組めないのか。土曜日は法律で休日となっているのではなかったか。</p>
事務局	<p>休業日は、法令上は設置者が定めることとされている。</p>
平田委員	<p>現状では(土曜日は)やっていなくて、高知県でも私立学校は土曜日も授業をしている。あれは教育課程を組んでいるのか。公立と私立で土曜日の(扱いに)違いがあるのではないか。</p>
教育長	<p>教員の1週間の勤務時間の上限は決まっているので、(月曜から)金曜までやると、土曜日にやる時間はないのではないだろうか。</p>
事務局	<p>むしろ私学の方が労働基準法の世界で、目を光らせるところになる。その辺りは、法令上公立と私立で違いがあるというよりは、実際の運用の面だったり、私学の方では、法律が変わっても伝統的なやり方を同じようにやっていけるように余計にコストをかけているところはあるかもしれない。</p>
平田委員	<p>公立学校は土日に授業をやっても、すべて補習の扱いでやっていると思う。私学はそうではないと思う。勤務についても、校内で勤務の割り振りをしていると思う。学校でも、例えばALTは契約しているので、朝8時半に来て、放課後は4時には帰っていたと思う。そのほかは何もしない。そのように仕事をきちっと決めてやればできると思う。他国の先生を知っている訳ではないが、(全教連の海外調査で行った)アメリカの教育事情でも、先生は勤務時間内(の授業)のみである。あとのホーム運営やいわゆる校務分掌はカウンセラーなどが学校に入ってきて仕事をしている。先生は教えるだけという業務であった。日本ではそこまでは無理だと思われ、現状の教科指導や学級運営、校務分掌、部活動などをすべて持って、一生懸命やろうとすれば、いくら考えても私にはこの問題は解けない。</p>

	<p>ぜひ国に対しても、話し合いに参加する場があれば、高知県の学校の実情なども提案していただければよいと思う。</p>
森下委員	<p>(参考資料1の上限時間に) 在校時間等時間について、「客観的計測等を行うこと」とあるが、客観的とはどういうことを示すのか教えてもらいたい。</p>
事務局	<p>校務支援システムを使って、パソコン上で管理することになる。これまででは自己申告の形になっていたが、校務支援システムが4月からほぼ全市町村に入るし、県立高校にはすでに入っている。</p>
教育長	<p>タイムカードのようなものである。</p>
森下委員	<p>大学でもタイムカードをやろうかという話になったときに、ちょっと現実的ではないということになったので、客観的にというのは、どのようにやるのかと思った。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第2号を原案のとおり議決する。</p>

【第3号 高知県立図書館協議会委員の任命等議案

(生涯学習課)】

○生涯学習課長 説明

○質疑

【非公開】

	<p>【非公開議案】</p>
教育長 各委員 教育長	<p>付議第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第3号を原案のとおり議決する。</p>

※決定した委員は別紙のとおり

(5) 議決事項

付議第1号から第3号

原案どおり議決

※付議第1号及び第2号議案については、非公開議案であったが、令和2年2月高知県議会定例会が開会され、議案が公開されたことから、当該議案の会議録は公表するものとする。